

倉吉市周遊滞在エリア内観光駐車場満空情報確認システム導入業務に係る仕様書

1 業務名 倉吉市周遊滞在エリア内観光駐車場満空情報確認システム導入業務

2 業務の目的

倉吉市では、観光入込客数の伸び悩みや観光客の市内滞在時間が短いことにより、観光消費額の増大及び交流人口の増加につながっていないことが課題となっています。そうした中で、平成30年度以降、新たな観光施設（円形劇場くらしフィギュアミュージアム、打吹回廊、小川氏庭園「環翠園」リニューアルなど）ができ、さらに令和7年3月30日には鳥取県立美術館の開館が予定され、年間10万人（初年度は20万人）の来場者数が見込まれていることから、これらの観光拠点を繋げる周遊滞在型の観光まちづくり及び市内に訪れる観光客等に対する受入環境のさらなる整備が求められています。

市内の鳥取県立美術館から小川氏庭園環翠園までの観光客等の周遊滞在看見られるエリア（以下「周遊滞在エリア」といいます。）には、複数の観光客等向けの駐車場（以下「観光駐車場」といいます。）が整備されているものの、自家用車を利用する観光客等の多くは、周遊滞在エリアの中心域に位置する白壁土蔵群に最も近い観光駐車場（赤瓦・琴櫻観光駐車場）を目指して来訪する一方、他の観光駐車場はその利用が少なく、十分に活用されていない状況にあります。

赤瓦・琴櫻観光駐車場に利用が集中することで、その出入口付近で路上Uターンが頻発するなどの交通混雑、更にはその交通混雑に押し込まれる形で白壁土蔵群内の狭隘路でのうろつき交通などを生じさせ、結果、自家用車を利用する観光客等にはストレスを、観光地を徒歩・レンタサイクル等で移動する観光客等には安心して周遊できないという不安を与えてしまっている状況があります。

倉吉市を訪れる観光客等が安全・快適・円滑に周遊滞在できるよう、観光駐車場の利用状況について情報提供を行い、観光駐車場の利用を分散させる必要があります。

本業務は、自家用車を利用する観光客等の利便性の向上を目的とし、もって周遊滞在エリア内での滞在時間の延長及び観光消費の増大に繋げるため、観光客等がWEB上で周遊滞在エリア内の複数の観光駐車場の満車・空車の状況を確認できるシステムを導入しようとするものです。

■参考 | 倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画 (<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/1912.htm>)

3 契約期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

※主にはシステム構築期間とする。

※令和7年3月初旬からの仮運用開始を想定している。

4 委託金額 上限額 18,656,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この額はシステム導入に係る経費のみを対象とし、保守管理費用は含めない。ただし、要領8の企画提案書の内容及び9の審査基準にはシステムの保守管理経費についてのものを含み、この額によるシステム導入に係る契約とは別に、後年度にシステムの保守管理について契約を締結することを想定している。

5 業務場所 倉吉市が管理する次の4箇所の観光駐車場（以下単に「対象駐車場」という。）

(1) 宮川町観光駐車場 (倉吉市宮川町188-9, 188-15, 189-7)

- (2) 鍛冶町観光駐車場 (倉吉市鍛冶町1丁目2971-2)
- (3) 倉吉市役所第1駐車場 (倉吉市葵町722)
- (4) 倉吉市役所第2駐車場 (倉吉市葵町712ほか)

6 業務概要

- (1) 対象駐車場それぞれの満車・空車状況等を可視化するためのシステムの構築（各対象駐車場へのカメラの設置及びこれに付随して必要となる回線・電気設備等の整備を含む。）
 - (2) (1)で構築したシステムにより取得した記録（動画等）の閲覧環境の整備
- ※詳細は「7 各機能条件」による。

7 各機能条件

導入したシステムは、最低5年間の利用を想定しているため、少なくとも令和12年2月まで運用可能な機器及びシステム環境とすること。

(1) カメラの設置場所

各対象駐車場。なお、企画提案書において具体的なカメラの設置箇所を示すこと。

(2) カメラ（映像解析品質を担保できるもの）

- ・ONVIF対応のネットワークカメラ
- ・解像度1920×1080ピクセル以上
- ・フレームレート10fps以上
- ・RTSPで映像を出力可能
- ・動作条件-20℃～+60℃ RH95% 以上
- ・防塵防水IP66以上

(3) 通信回線

光回線又はLTE回線（LTE回線の場合に使用する機器はPoE給電可能なものであること。）

(4) 録画データの管理

- ・30日間以上常時録画
- ・画質10FHD以上
- ・フレームレート10fps以上
- ・受託者が準備するクラウド上又はオンプレミスに直近の30日間分以上を保存

(5) 閲覧機能

各対象駐車場の車両の入退場状況、俯瞰状況等について、ライブ又は過去30日間分以上の記録データを、本業務であわせて整備する特定のデバイス（PC・スマホ・タブレット等）から閲覧できること。なお、記録の範囲（車両の入退場状況、俯瞰状況等）は、各対象駐車場に応じて最適な方法を提案すること。

(6) 外部出力インターフェース

デバイスからアクセスできるユーザー（管理者）画面を作成し、以下の事項を掲載すること（WEBページによる提供を基本とする。）。

ア 満車・空車のリアルタイム情報

イ 駐車台数の上限設定や駐車可能スペースの閾値等を操作できること。

- ・その他、必要な機能について協議の上決定すること。

- ・ユーザーのサポート体制を確保し、これについて企画提案書に示すこと。
- ・WEBサーバ等はクラウド上に構築すること。構築に係る費用や運用費等については提示すること。
- ・上記を満たしたうえで、WEBイメージを企画提案書へ示すこと。

(7) 全体構成

- ・録画データのエッジ解析は認めない。
- ・カメラとクラウド間及びクラウドとデバイス間はセキュアな環境で接続されること。
- ・デバイスはセキュアな環境でサーバーと接続できること（特定のデバイス以外からは接続できないこと。）。
- ・ここいこmap (<https://cocoicomap.jp/>) とのAPI連携を想定しておくこと。
- ・既設のネットワークの設定を変更しないこと。
- ・24時間365日間サービス提供すること。

(8) 工事仕様

- ・本業務は、システム構築に必要な全ての施工作业や機器の導入を含むものとする。
- ・あらかじめ現地調査を行い、電気工事やインターネット開通の経費を積算すること。
- ・受託者は施工場所、施行時期、施行方法について、別途市と協議すること。

(9) 拡張性

今後のシステム導入拠点の追加を見越し、容易にスケールアップできる構成とすること。参考として、拠点追加に係る概算費用を、初期費と運用保守費に分けて企画提案書に記載すること。

(10) セキュリティ対策

- ・情報セキュリティのリスクアセスメント及びリスク対応を行うため、受託者はISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- ・クラウドサービスによるデータ管理を行う場合は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP：Information system Security Management and Assesment Program）」の以下項目に準拠しておくこと。

【クラウドサービスが遵守すべき ISMAP 管理策基準 より抜粋】

No.	ISMAP 管理番号	クラウドサービスが遵守すべき ISMAP 管理策
13	6.3.1.1.PB	クラウドサービス事業者は、クラウドサービス利用の一環としてクラウドサービス利用者が実施及び管理を必要とする情報セキュリティの役割と責任に加え、クラウドサービスの利用に対する、クラウドサービス事業者の情報セキュリティ管理策及び責任を文書化し、通知する。
33	8.3.2	媒体が不要になった場合は、正式な手順を用いて、セキュリティを保って処分する。
37	9.2.1	アクセス権の割り当てを可能にするために、利用者の登録及び登録削除についての正式なプロセスを実施する。
57	8.5.2.PB	クラウドサービス事業者は、仮想マシンを設定する際には、適切に要塞化し（例えば、クラウドサービスを実行するのに必要なポート、プロトコル及びサービスのみを有効とする）、利用する各仮想マシンに適切な技術的管理策（例えば、マルウェア対策、ログ取得）を実施する。
71	11.2.4	装置は、可能性及び完全性を継続的に維持することで確実にするために、正しく保存する。

82	12. 1. 3. 9. PB	クラウドサービス事業者は、資源不足による情報セキュリティインシデントを防ぐため、全資源の容量を監視する。
101	13. 1. 2	組織自ら提供するか外部委託しているかを問わず、すべてのネットワークサービスについて、セキュリティ機能、サービスレベル及び管理上の要求事項を特定し、また、ネットワークサービス合意書にもこれらを盛り込む。
102	13. 1. 3	情報サービス。利用者及び情報システムは、ネットワーク上で、グループごとに分離する。
114	13. 2. 3	オペレーティングプラットフォームを変更するときは、組織の運用又はセキュリティに悪影響がないことを確実にするために、重要なアプリケーションをレビューし、試験する。
115	14. 2. 4	パッケージソフトウェアの変更は、抑止し、必要な変更だけに限る。また、すべての変更は、厳重に管理する。
117	14. 2. 6	組織は、全てのシステム開発ライフサイクルを含むシステムの開発及び統合の取り組みのためのセキュリティに配慮した開発環境を確立し、適切に保護する。
128	15. 2. 1	組織は、供給者のサービス提供を定常的に監視し、レビューし、監査する。
130	16. 1. 1	情報セキュリティインシデントに対する迅速、効果的かつ順序だった対応を確実にするために、管理層の責任及び手順を確立する。
145	18. 1. 3	記録は、法令、規制、契約及び事業上の要求事項に従って、消失、破壊、改ざん、認可されていないアクセスおよび不正な流出から保護する。

- ・障害、不正アクセスの監視及び侵入防止等の仕組みを構築すること。
- ・情報漏えい、改竄探知等に関する新たな脅威への対策、ソフトウェアのバージョンアップやセキュリティパッチの適用等は受託者が実施し、ソフトウェアを最新に保って安全性を確保すること。
- ・サーバー及びアプリケーションの脆弱性、不具合等に対策を施すこと。OSやアプリケーションに脆弱性が発見されたときは早急にセキュリティパッチを適用するなど、追加の費用なしで補修できること。
- ・第三者からのアクセスによる改ざん等を防止する制御機能を有し、安全性に考慮して運用できること。
- ・不正操作等、サービス提供不能に陥ることがないように対策を講じることができること。
- ・アクセスログ等の情報を保持・取得が可能であること。
- ・運用の停止を伴うメンテナンスを行う際には、1週間前までにその旨を本市へ連絡し、作業実施の了承を得ること。
- ・受託者は障害発生に備え、システム環境及びデータのバックアップを行うとともに、障害発生時には速やかに復旧措置が行えるよう手順を確立すること。
- ・本システムの利用により生じ得るセキュリティの想定事案を列挙するとともに、その対策を企画提案書にて提示すること。

8 システム保守・管理業務

次のようなシステムの保守・管理業務は本業務には含めない。ただし、審査の配点項目とする。その実施方法を企画提案書に記載の上、その年間所要額についての見積書を提出すること。

(1) 保守に含む業務

- ・機器等故障時の受託者による障害切り分け及び原因分析

- ・年2回以上のカメラ清掃及び設置状況の確認・補修作業
- ・機器等に関する技術的な問い合わせ対応
- ・機器等故障時における交換・設置作業
- ・構成の変更等に伴うシステム構築図及びシステム利用手引書の更新
- ・システム、機器のシステムログの定期的確認による障害検知、保全対応

(2) 保守に含まない作業

天災地変その他、委託者、受託者いずれの責にも帰すことができない事由により生じた障害の修理

(3) 不具合発生時の対応など

- ・システムを正常かつ円滑に運用できるよう、発注者側からの問い合わせに対応する体制を整え、電話、メール等にとり速やかに対応すること。また、少なくとも月曜日から金曜日まで（祝日は除く。）の午前9時00分から17時00分までの間対応すること。なお、緊急時の対応について、別途発注者と協議すること。
- ・確認システム（カメラ等機器やシステム等）の稼働監視を24時間365日実施し、確認システムの障害を即時検知できるものとする。ただし、運用の停止を伴うメンテナンスを行う際には、1週間前までにその旨を本市へ連絡し、作業実施の了承を得ること。
- ・機器やシステム等の不具合が発生した場合には、障害箇所・範囲の特定、調査などの状況把握を行い、本市に対応状況の報告を速やかに行えること。
- ・機器やシステム等の不具合が発生した場合、確認システムへの影響が最小限となるような措置を講じ、機器取替やシステムの修正等、復旧に向けて迅速な対応を行えること。対応不可能の場合は代替手段により対応すること。代替手段等については、協議すること。
- ・機器やシステム等の不具合が発生しWEB上の満空表示が正しく表示できない場合は、その旨をサイト上に速やかに表示する機能を有すること。また復旧するまでの間、その表示を継続できること。
- ・詳細な保守範囲及びフローについて企画提案書にて提示すること。

(4) 管理業務

- ・システム運用に際して消費する電力は本市が負担する。
- ・システム運用に際し必要な回線使用料等は、委託料の範囲において受託者が負担する。

9 その他 見積について、以下2点をそれぞれ提出すること。

- ①本業務に要する経費（観光駐車場満空情報確認システムの整備に要する経費）
- ②運用・保守費（サービスリリース後に係る利用料等（本業務に含まれない経費））
 - ・令和7年度～令和11年度までの運用・保守に係る経費の見積。

10 業務報告 成果品として下記のを納品すること。

- ・カメラシステム一式
- ・操作マニュアル
- ・設置施工写真
- ・設備台帳（ネットワーク構成図、機器台帳等）
- ・その他、発注元と協議の上必要と認められるもの

11 納品場所

倉吉市経済観光部観光交流課・観光政策係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

12 委託費の支払

本業務の委託費は、事業完了後の精算払を原則とする。ただし、希望に応じて前金払にも対応する。

13 留意事項

受託者は以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合や緊急事態時には、速やかに本市と協議できる体制を整え、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 業務完了後に成果物に誤り、または訂正事項が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し再度提出すること。
- (3) 本業務は、原則として業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて協議し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 本業務に係る成果品に関する全ての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (5) 受託者の庇護担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果物に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (7) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (8) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

14 その他 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定すること。

15 お問い合わせ先

倉吉市経済観光部観光交流課・観光政策係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

電話 0858-22-8158 FAX 0858-22-8136

電子メール tourism*city.kurayoshi.lg.jp（*を@と読み替えること）